

災害時の医療救護活動に関する協定書

奈 良 市

奈良県歯科技工士会

災害時の医療救護活動に関する協定書

奈良市（以下「甲」という。）と一般社団法人奈良県歯科技工士会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、奈良市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づき、災害時における医療救護活動に万全を期するため、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定める。

（医療救護活動への協力）

第2条 甲は、地域防災計画に基づき、歯科医療救護活動を実施する必要があるときは、乙に対し、歯科技工士の派遣を要請するものとする。ただし、甲から歯科救護班の派遣を要請された一般社団法人奈良市歯科医師会が、乙に対し歯科技工士の派遣を要請した場合においても、甲の要請に基づく歯科技工士の派遣とみなす。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、速やかに歯科技工士を、甲が設置する救護所又は避難所、休日歯科応急診療所若しくは甲が指定する場所（以下「救護所等」という。）に派遣する。

3 乙は、緊急やむを得ない事由により、情報、通信等が途絶し、甲からの派遣要請を受け取ることができない、又は、派遣要請がない場合にあっては、自らの判断により、歯科技工士を派遣することができる。

4 乙は、前項の規定により歯科技工士を派遣したときは、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合において、甲が承認した歯科技工士の派遣は、甲の要請に基づく歯科技工士の派遣とみなす。

（歯科技工士の業務）

第3条 歯科技工士の業務は、次のとおりとする。

- (1) 破折・破損義歯等の補綴物の修理
- (2) 義歯のリソウ・新製
- (3) 救護所等において義歯の名入れ
- (4) その他歯科医療救護活動に必要な業務

（歯科技工士に対する指揮命令）

第4条 歯科医療救護活動の総合調整を図るため、乙の派遣する歯科技工士に対する指揮命令及び歯科医療救護活動の連絡調整は、甲が派遣した歯科救護班の班長が行う。

（医薬品等の供給）

第5条 乙が派遣する歯科技工士が使用する医薬品、医療資機材その他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は、原則として甲が供給するものとする。ただし、緊急の場合には、歯科技工士が携行したものを使用するものとする。

（医療費）

第6条 救護所等における傷病者の医療費は無料とする。

2 後方医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（経費の負担）

第7条 第2条の規定に基づき、乙が派遣した歯科技工士の派遣に要する経費は、甲が負担する。

2 歯科技工士が携行した医薬品等を使用した場合は、甲がその実費を弁償する。

3 歯科技工士が歯科医療救護活動を行い、そのために死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障害の状態になった場合においては、災害救助法（昭和22年法律第118号）及び同法施行令（昭和22年政令第225号）に基づく、扶助金の交付を受けるものとする。

（事故及び損害の責任と負担）

第8条 救護所等において発生した事故及び損害について、乙又は歯科技工士に故意又は重大な過失のない限り、乙は賠償責任を負わないものとする。

（医事紛争）

第9条 第2条に基づく歯科医療救護活動を遂行するに際し、傷病者との間に医事紛争が発生した場合は、乙は直ちに甲に連絡し、甲及び乙が協議の上その処理に当たるものとする。ただし、乙又は歯科技工士に故意又は重大な過失のある場合は、甲は乙に対して求償することができる。

（訓練）

第10条 甲は乙に対し、甲が実施する訓練に参加するよう要請することができるものとする。

（協議）

第11条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、令和7年8月15日から令和9年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間の終了前30日までに甲又は乙から協定解除の意思表示が無いときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

（細目）

第13条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年8月15日

甲 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市

奈良市長 仲川 元庸

乙 北葛城郡王寺町畠田五丁目6番22号

一般社団法人奈良県歯科技工士会

会 長 小野山 幸夫